

T o S T N e T市場における利便性向上のための売買制度の見直し等に伴う  
T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例等の一部改正について

2020年6月2日  
株式会社東京証券取引所

## I. 趣旨

当社は、T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例等の一部改正を行い、2020年8月17日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください）。今回の改正は、T o S T N e T市場におけるダークプールの透明性向上並びに取引参加者及び投資家の利便性向上の観点から、T o S T N e T市場における売買制度について、所要の対応を行うことによるものです。

## II. 改正概要

### 1. ダークプール・フラグの導入

- 取引参加者は、T o S T N e T市場の単一銘柄取引又はバスケット取引に係る呼値を行う場合、それがダークプール（社内取引システム）を経由してなされるものであるときには、その旨を当社に対し明らかにするものとします。

### 2. 信用取引が可能な取引類型の明確化

- T o S T N e T市場における信用取引（信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のための取引を含む。）及び取引参加者の自己の信用売り又は信用買い（自己の信用売り又は信用買いの決済のための取引を含む。）について、当社が適当と認める以下の取引（社内取引システムを経由して呼値がなされる取引を除きます）を除き禁止することとします。
  - 取引の相手方との間で交渉により予め合意した条件（VWAP値等公表数値に基づき一定の算式で計算されるものを含む。以下同じ。）で行う顧客の信用取引
  - 取引の相手方との間で交渉により予め合意した条件で行う取引参加者の自己の信用売り又は信用買い
  - 同一の顧客に係る売呼値と対当させるための買呼値を同時に行う取引
  - 取引参加者の自己の計算による売呼値と対当させるための買呼値を同時に行う取引
  - 過誤訂正のための取引

（備考）

- T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第9条第6項
- T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第24条
- 顧客が取次者である場合における、信用取引に係る売買の委託の取次ぎに係る取引及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買の委託の取次ぎに係る取引についても同様です

### 3. 決済日の柔軟化

- ・ T o S T N e T市場における単一銘柄取引及びバスケット取引の決済日について、現在の売買契約締結の日から起算して3日目（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）に加えて、売買契約締結の日から起算して4日目から6日目までの任意の決済日の指定を可能とします。
- ・ 単一銘柄取引及びバスケット取引の対象であるすべての商品（転換社債型新株予約権付社債券を除く）に適用します。
- ・ 取引参加者はT o S T N e T取引に係る呼値を行う際に当社に対し、また、顧客はT o S T N e T取引の委託をする際に取引参加者に対し、それぞれ決済日を明らかにするものとします。
- ・ 顧客は、注文委託時に指示した決済日の午前9時までに売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付ものとします。
- ・ 売買契約締結の日から起算して4日目から6日目のいずれかの日を決済日とするT o S T N e T取引についても、貸借取引を行うことが可能です。
- ・ その他、売買契約締結の日から起算して4日目から6日目までの任意の決済日の指定を可能とすることに伴い、以下の期間又は期日等の定めについても併せて変更を行います。
  - 配当落等の期日、株式併合後の株券を対象として売買を開始する期日、取得対価の変更期日等
  - 信用取引による売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限
  - 自己の信用売り又は信用買いの決済期限及び信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限

・ T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第8条

・ T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第27条第1項第3号等

・ T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第29条第1項第2号

・ T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第25条

・ T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第18条の2等

### 4. 委託間VWAP取引の導入

- ・ T o S T N e T市場における単一銘柄取引において、売り、買いのいずれも顧客の委託による呼値を対当させるVWAP取引を導入します。
- ・ 取引価格は、前日VWAP、前場VWAP、後場VWAP、終

・ T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則第5条第1項第1号d等

日VWAPの4種類から選択するものとします。

- ・ 同一参加者におけるクロス取引のみを対象とします。
- ・ 取引時間については、以下のとおりとします。
  - 前日VWAP 8:20～9:00
  - 前場VWAP 11:30～12:30
  - 後場VWAP及び終日VWAP 15:00～17:30
- ・ 取引参加者は、売り、買いのいずれも顧客の委託による呼値を対当させるVWAP取引を行う際には、当社に対し、その旨を明らかにするものとします。

・ T o S T N e T市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則第7条第4号

## 5. その他

- ・ その他所要の改正を行います。

## III. 施行日

- ・ 2020年8月17日から施行します。

※ ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和2年8月17日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行します。

以 上